

霧島市条例第66号
令和元年12月27日

霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第244号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

4,320円	540円
	760円
6,480円	
7,560円	1,080円

」を

「

4,400円	550円
	780円
6,600円	
7,700円	1,100円

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。